

古平町立地適正化計画策定支援業務 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、古平町が実施する「古平町立地適正化計画策定支援業務」の委託に際し、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名 古平町立地適正化計画策定支援業務委託

(2) 履行場所 古平町大字浜町 40 番地 4

(3) 業務内容等

別紙「古平町立地適正化計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間 契約締結の日から平成30年3月30日まで

※本業務委託契約は2ヵ年の全体業務のうち、初年度の業務委託である。次年度以降は初年度に契約した者と随意契約を予定しているが、本契約は次年度以降の契約を確約するものではない。

(5) 業務委託料 12,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

※上限を超える提案者は、本プロポーザルに参加することができない。

※平成29年度の支払限度額は、4,000,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者

(1) 北海道内を本店の所在地として営業していること

(2) 過去5年の間に、次に掲げるすべての策定業務を受注した実績を有すること

ア 立地適正化計画

イ 市町村都市計画マスタープラン

ウ 都市計画基礎調査

(3) 団体又はその代表が次の者に該当しないこと

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令167条の4の競争入札参加排除の規定に該当する者

エ 公示の日から審査日のいずれかの日に本町の指名停止の措置を受けている者

オ 地方自治法第244条の2第11項（指定管理者の指定の取消し・停止）の規定による取り消しを受けたことがある者

カ 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者（更正手続き又は

再生手続きの開始後、古平町から再認定を受けている者を除く)

- キ 北海道内の本店が所在する市町村から課税されている地方税を滞納している者
- ク 国税を滞納している者
- ケ 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員並びに支配人及び代表者として使用している者

(4) 次のいずれの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者

- ア 技術者（総合技術管理部門：都市及び地方計画）
- イ 技術者（建設部門：都市及び地方計画）
- ウ シビルコンサルティングマネージャー（都市及び地方計画）

3 契約締結までの日程

参加申請受付開始から契約締結までの日程は概ね次のとおりとする。なお、都合により変更となる場合がある。

日程（予定）	内 容
平成 29 年 12 月 5 日（火）	参加申請受付開始
平成 29 年 12 月 8 日（金）	質問受付期限
平成 29 年 12 月 13 日（水）	参加申込書受付期限
平成 29 年 12 月 15 日（金）	参加者選定決定の通知
平成 29 年 12 月 18 日（月）	企画提案書の受付開始
平成 29 年 12 月 25 日（月）	企画提案書の受付期限
平成 29 年 12 月 26 日（火）	プレゼンテーション
平成 29 年 12 月 26 日（火）	契約候補者選定結果の通知・公表
平成 29 年 12 月 27 日（水）	業務委託契約の締結

4 担当課及び連絡先

本プロポーザルの担当課及びすべての書類提出先は次のとおりである。

〒046-0192

北海道古平郡古平町大字浜町 40 番地 4

古平町総務課総務係

電話：0135-42-2181（内 21）

電子メール：soumu.sct@town.furubira.lg.jp

5 参加申込書の提出

(1) 提出期限

平成 29 年 12 月 5 日（火）から平成 29 年 12 月 13 日（水）午後 5 時 00 分まで

(2) 提出方法

担当課へ持参、郵送又は親書便とする。（当日必着、FAX又は電子メールによる提出は認めない。）

(3) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 業務実績調書（様式 2）
- ウ 業務実施体制調書（様式 3）
- エ 配置予定者の経歴調書（様式 4）
- オ 会社概要がわかる資料（パンフレット等）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成 29 年 12 月 5 日（火）から平成 29 年 12 月 8 日（金）午後 5 時 00 分まで

(2) 受付方法

担当課の電子メールアドレスへ提出すること。

(3) 留意事項

審査方法及び審査基準に関する質問には回答しない。

(4) 質問に対する回答

一括して取りまとめ、平成 29 年 12 月 11 日（月）に電子メールで回答する。

7 参加資格の審査

(1) 審査方法

提出書類を確認するとともに、次の評価基準により評価し、おおむね 5 社を選定する。

<評価基準>

会社の業務実績	<ul style="list-style-type: none">・立地適正化計画の策定業務の実績・都市計画マスタープラン策定業務の実績・都市計画基礎調査
実施体制及び 予定技術者の 技術力	<ul style="list-style-type: none">・管理技術者及び主たる担当技術者の保有資格・管理技術者及び主たる担当技術者の都市計画部門従事期間・管理技術者及び主たる担当技術者の同種又は類似業務の実績・管理技術者及び主たる担当技術者の担当技術者の手持ち業務量

(2) 選定結果の通知

平成 29 年 12 月 15 日（金）に参加申込者すべてに選定結果を書面で通知する。

なお、選定結果に対する異議は一切受け付けない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期間

平成 29 年 12 月 18 日（月）から平成 29 年 12 月 25 日（月）午後 5 時 00 分まで

(2) 提出部数

10 部（正本 1 部、副本 9 部）

(3) 提出方法

担当課へ持参、郵送又は親書便とする。（当日必着、FAX 又は電子メールによる提出は認めない。）

(4) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式 5）

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 技術提案書（任意様式 15 ページ以内）

※仕様書の業務内容からそれぞれの項目について、古平町の特性を踏まえ、具体的な取り組み手法を記載する。

エ 参考見積書（任意様式）

オ 参加申込書（事前に提出している一式の写し）

9 企画提案の審査

(1) 選定委員会

古平町職員で構成する古平町立地適正化計画策定支援業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、選定する。

(2) 選定委員会は、次の評価基準により評価し、最良の提案をした者を契約候補者として決定する

<評価基準>

審査項目		評価の観点	配点
1 業務遂行能力	(1) 提案者、担当者 の実績・能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者および配置する担当者の過去5年の業務実績および所有資格からして、円滑かつ確実な業務の遂行が可能と判断できるか。 ・プレゼンテーションにおける担当者の説明・応答の的確さ知識、技術力、コミュニケーション能力は、業務の遂行にあたって十分か。 	15
	(2) 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置する有資格者や技術者等の人員配置、他業務の兼任状況について、円滑かつ確実な業務の遂行が可能と判断できる体制が確保されているか。 ・町の要請や協議等に対し柔軟な対応ができる体制となっているか。 	10
2 提案内容の妥当性等	(1) 業務に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の特性・特徴および本町特有のまちづくり上の課題等に対する認識・視点等が的確であるか。 ・都市問題、長期的視点からの課題等に関する認識が適切であるか。 ・都市計画法その他関連諸制度を正しく理解しているか。 	30
	(2) 知識・経験・独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画制度について、優れた知識・経験等を有しているか。 ・立地適正化計画制度について、国および全国的な動向等に熟知しているか。 ・誰が見てもわかりやすく、かつ、科学的根拠に基づ説得力のある表現による資料等の作成が見込まれるか。 	30
	(3) 業務工程等、見積もり	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の予定業務の内容も見据え、立地適正化計画の策定に向けた全体的な業務を把握した上で、円滑かつ確実な業務の遂行が可能と判断できる業務工程等となっているか。 ・提案内容からして、適正な内訳の構成であり、かつ適切に積算された見積もりとなっているか。※金額の多寡を評価するものではない。 	15

10 プレゼンテーション

(1) 実施日

平成 29 年 12 月 26 日（火）午後を予定（詳細は事前に通知）

(2) 実施場所

古平町文化会館 オリオン（詳細は事前に通知）

(3) 実施時間

1 社につき企画提案内容の説明を 20 分以内で行い、その後 10 分程度質疑応答を行う。

(4) 参加人数

1 社につき 3 名以内とする。

(5) 実施方法

パワーポイント等によるプレゼンテーションとする。スクリーン及びプロジェクターは町において用意するが、パソコン等その他必要な物は各自が用意すること。

(6) 資料

選定委員会が使用する資料は、事前に提出された参加申込書及び企画提案書とする。

プレゼンテーションは参加申込書及び企画提案書をもとに行うこととし、追加の提案及び追加資料の配布は認めない。

11 契約候補者選定結果の通知

審査後、企画提案者すべてに選定結果を書面で通知する。なお、選定結果に対する異議は一切認めない。

12 契約の締結

契約候補者に特定された者と仕様書及び業務提案書類を基に協議を行い、随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、契約候補者との協議が調わない場合、その他契約候補者と契約締結ができない場合は次点者と協議を行う。

13 契約保証金

契約に当たっては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、古平町財務規則のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

14 契約書作成の要否

要

15 支払条件

- ・平成 29 年度 完了払
- ・平成 30 年度 完了払
- ・平成 29 年度の支払限度額は、4,000,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

16 その他

- (1) 参加者は、本募集要領に定めるもののほか、古平町財務規則その他関係法令の規定を遵守すること。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に無断で使用しない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出期限以降における書類の追加、差替え及び再申請は認めない。ただし、参加資格又は業務履行実績確認のため特に必要であると担当課が追加提出を指示する場合はこの限りではない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたと認められる場合並びに選定委員会委員に対し本プロポーザルに関する働きかけ等の行為を行った場合、失格とするとともに古平町の規定に基づき指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 本募集要項に適合しないと認められる場合並びに指名停止措置を受ける場合など、参加資格が欠けることとなった場合、失格とするところがある。
- (8) 本プロポーザルに関する異議申し立ては認めない。